

(1)陸上競技場(専用利用)

利用区分				単位	金額	
グラウンド	一般利用	一般人		1人1回につき	150	
	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	幼児、児童又は中学校若しくは高等学校の生徒又は学生(以下「学生等」という。)	1時間につき	1,900
			入場料等を徴収すると	一般人	1時間につき	2,500
		営利を目的とする	入場料を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	9,500
				一般人	1時間につき	13,000
				入場料を徴収するとき。	1時間につき	39,500
屋内練習場	一般利用	一般人		1人1回につき	30	
	専用利用			1時間につき	300	
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般	1人1回につき	100	
			学生		50	
		回数券により利用する場合	一般	回数券11枚につき	1,000	
			学生		500	
		1月利用券により利用する場合	一般	1人につき	700	
		学生		350		
夜間照明	専用利用				600	
	全 灯			30分につき	6,000	
	2/3点灯			30分につき	5,000	
	2/5点灯			30分につき	3,000	
	1/10点灯			30分につき	1,000	
保安灯			30分につき	500		

(2)野球場(専用利用)

利用区分				単位	金額
グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき	学生等	1時間につき	1,700
			一般人	1時間につき	2,300
	プロ野球	入場料等を徴収するとき	学生等	1時間につき	3,500
			一般人	1時間につき	4,800
		入場料を徴収しないとき	1時間につき	23,700	
		入場料を徴収するとき	1時間につき	47,400	
屋内ピッチング場				1時間につき	80
スコアボード(スコアボード操作室を含む)				1時間につき	300
夜間照明				30分につき	6,000

(3)球技場(専用利用)

利用区分				単位	金額	
グラウンド	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	学生等	1時間につき	全面	1,300
				1/2面使用	700	
		一般人	1時間につき	全面	1,900	
			1/2面使用	1,000		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき	学生等	1時間につき	全面	7,300
				1/2面使用	3,700	
		一般人	1時間につき	1/3面使用	2,500	
			1時間につき	全面	9,900	
		1/2面使用	5,000			
		1/3面使用	3,400			
		入場料等を徴収しないとき	1時間につき	全面	29,800	
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	1/2面使用	15,000	
			1/3面使用	10,000		
			1時間につき	全面	39,700	
			1/2面使用	20,000		
			1/3面使用	13,500		
夜間照明				30分につき	5,000	

(4)補助競技場(専用利用)

利用区分	単価	金額
学生等	1時間につき	700
一般人	1時間につき	900

(5)多目的広場(専用利用)

利用区分	単価	金額	
学生等	1時間につき	全面	900
		1/2面	500
一般人	1時間につき	全面	1,200
		1/2面	700

(6)テニスコート

利用区分	単位	金額	
テニスコート	1時間につき	600	
大会運営室	1時間につき	700	
研修室	1時間につき	300	
夜間照明	全点灯(公式競技から)	1時間につき	2,000
	1/2点灯(一般競技以上から)	1時間につき	1,000
	1/4点灯(一般利用)	1時間につき	500
冷・暖房	大会運営室	1時間につき	100
	研修室	1時間につき	100

財団法人鳥取県体育協会
鳥取県立布勢総合運動公園
〒680-0944
鳥取市布勢146番地の1
電話0857(28)7221(代) FAX0857(31)0575

(研修室等)

施設	単位	金額
第1研修室	1時間につき	1,700
第2研修室	1時間につき	500
第3研修室	1時間につき	400
第1会議室	1時間につき	200
第2会議室	1時間につき	300
放送室	1時間につき	300

(研修室等)

施設	単位	金額
大会運営室	1時間につき	400
第1研修室	1時間につき	200
第2研修室	1時間につき	100
放送室	1時間につき	300

2 設備使用料

区分	器具名	単位	金額	
陸上競技用具	競技用器具等一式	1日1式につき	4,000	
	トラック競争用器具	1日1式につき	300	
	ハードル競争用器具	1日1式につき	300	
	障害物競争用器具	1日1式につき	300	
	走幅跳・三段跳用器具	1日1式につき	200	
	走高跳用器具	1日1式につき	400	
	棒高跳用器具	1日1式につき	500	
	砲丸投用器具	1日1式につき	300	
	円盤投用器具	1日1式につき	300	
	ハンマー投用器具	1日1式につき	300	
	やり投用器具	1日1式につき	300	
	マラソン競争用器具	1日1式につき	500	
	ラグビー用器具	1日1式につき	300	
	サッカー用器具	1日1式につき	300	
野球用器具	1日1式につき	300		
芝グラウンド用ペイント材	1リットル	300		
人工芝	1枚1回につき	40		
多目的掲示板	1時間につき	3,300		
写真判定装置	1時間につき	2,200		
大型映像装置	非営利	入場料を徴収しないとき	1時間につき	5,000
		入場料を徴収するとき	1時間につき	20,000
	営利	入場料を徴収しないとき	1時間につき	60,000
		入場料を徴収するとき	1時間につき	80,000
広告加算		1分につき	10,000	
シャワー室		1枚1回につき	100	
テニスコートシャワー室		1人1回につき	100	
多目的広場シャワー室		1枚1回につき	100	
芝グラウンド用ペイント設備		100mlにつき	500	
人工芝設置		1枚につき	90	
サッカー固定式ボール設置		1組につき	1,000	
ラグビー固定式ボール設置		1組につき	1,500	
ソフトボール固定式ボール設置		1組につき	500	

※球技場・補助競技場・多目的広場を一般(個人)利用される場合は無料です。
※陸上競技用具等を利用される場合は、別途設備使用料が必要です。

施設利用時間

- 陸上競技場・野球場・球技場・テニスコートは、9時00分から21時00分までです。ただし、テニスコートで夜間照明施設のない第1・2コートは、以下のとおりです。
- 補助競技場・多目的広場・テニスコートの夜間照明施設のないコートは4月から9月までは9時00分から19時00分、10月から3月までは9時00分から17時00分